

● 八千代市の有権者数 ●	
平成26年9月2日現在 (定時登録)	
男	75,646人
女	77,652人
計	153,298人



● 編集・発行 ●	
八千代市選挙管理委員会 八千代市明るい選挙推進協議会	
八千代市大和田新田312-5 ☎ 483-1151	

12月14日(日)は衆議院議員総選挙の投票日

最高裁判所裁判官国民審査

参加しよう 大事な一票 自分から

投票時間は午前7時～午後8時 棄権しないで投票しましょう！

衆議院議員総選挙は、12月14日(日)が投票日です。

今後の国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。あなたの一票をムダにしないで投票しましょう。

同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

◆衆議院議員総選挙は

二つの選挙です

衆議院議員総選挙は、候補者に投票する「小選挙区選出議員選挙」と政党に投票する「比例代表選出議員選挙」の二つの選挙が行われます。

小選挙区選出議員選挙は、全国を300、千葉県を13の選挙区に分け、八千代市は千葉県第2選挙区(八千代市、千葉市花見川区、習志野市)となり、選挙区から1人の議員を選びます。

比例代表選出議員選挙は、全国を11ブロックに分け、千葉県は南関東選挙区(千葉県、神奈川県、山梨県)定数22です。選挙区において政党が獲得した得票数に応じて、各政党に当選人が配分され、政党から届け出された候補者名簿によってあらかじめ定められた当選順位に従って当選人が決定されます。

◆八千代市で投票できる人

投票できる人は、次のすべての要件を満たしている人です。

- ①日本国民であること
- ②平成6年12月15日までに生まれた人
- ③平成26年9月1日までに八千代市の住民基本台帳に記録され、引き続き3か月以上八千代市に住所を有している人。
- ④八千代市の選挙人名簿に登録されている人。

◆9月2日以降に

本市に転入してきた人は

26年9月2日以降に八千代市に転入届をした人は、本市の投票所では投票できません。次の

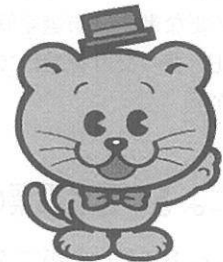
いずれかの方法で投票することができます。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。(衆議院議員選挙は、前住所地の市区町村の属する選挙区の候補者等に投票することになります。)

①前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、これを八千代市の選挙管理委員会に投票日の前日(12月13日(土))までに持参して、不在者投票をする方法。※この場合郵送等のや

り取りになりますので、手続きは至急行ってください。請求に必要な書類は、市役所6階選挙管理委員会にあります。

②投票日前日(12月13日(土))までに、前住所地の期日前投票所へ行って期日前投票する方法。

③投票日当日(12月14日(日))に、前住所地の投票所へ行って投票する方法。



期日前投票・不在者投票

投票日当日に下記の事由に該当する人は、期日前投票・不在者投票をすることができます。

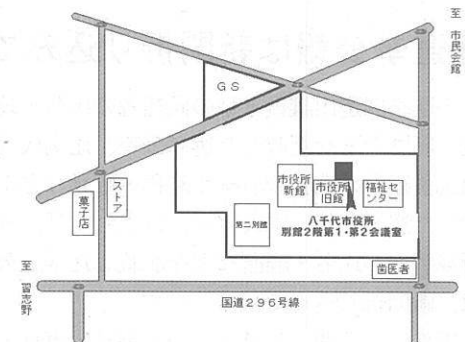
- ①仕事等に従事する人
- ②旅行等で投票区域外に滞在する人
- ③疾病、負傷、身体の障害により歩行が困難な人

投票所へ行けない理由等を宣誓書(簡単な書式)に記入していただきます。印鑑は不要です。入場整理券が届いている場合には持参してください。**(未着の場合でも投票できます。)**なお、入場整理券裏面に宣誓書の様式を掲載しておりますので、入場整理券が届いている場合には記入してお持ちください。

期日前投票・不在者投票は、**八千代市役所別館2階第1・第2会議室(図1)**と、**八千代台東南公共センター4階講習室(図2)**で行うことができます。

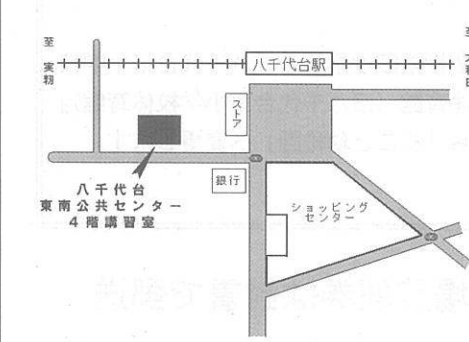
※他市区町村から送付された投票用紙で不在者投票をする人は、投票場所は八千代市役所6階選挙管理委員会となります。

図1 八千代市役所別館2階第1・第2会議室



期間：○衆議院議員総選挙
12月3日(水)～12月13日(土)
○最高裁判所裁判官国民審査
12月7日(日)～12月13日(土)
※両方の期日前投票・不在者投票を済ませるには12月7日(日)からとなります。
時間：午前8時30分～午後8時
(土曜・日曜も行っていきます)

図2 八千代台東南公共センター4階講習室



期間：12月7日(日)～12月13日(土)
時間：午前8時30分～午後8時
(土曜・日曜も行っていきます)
※駐車スペースに限りがあるため、車でのご来場はご遠慮願います。

◆指定病院や施設に入院・入所している人は、その施設で

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。指定されているかどうかは病院・施設に確認し、早急に病院長等に不在者投票の請求をしてください。

◆郵便等による不在者投票

投票用紙の請求は12月10日(水)まで

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人で障害の程度が一定の要件に該当する人、介護保険の介護保険被保険者証をお持ちの人で要介護「5」の人は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。投票用紙を請求するには、事前に市選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、郵便等投票証明書の交付申請をし、同証明書の交付を受けておく必要があります。交付申請に必要な書類は市選挙管理委員会にあります。※証明書の交付を受けている人は有効期限にご注意を。

◆郵便等による不在者投票の代理記載

郵便等による不在者投票ができる選挙人のうち、自分で投票用紙などに記載できない人は、代理記載をさせることができます。(詳しくは選挙管理委員会へ)

◆投票所が一部変更となります

投票所の場所は、郵送される入場整理券の略図でご確認ください。

なお、今回の選挙は「小選挙区選出議員選挙」「比例代表選出議員選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の三つの投票となりますので、混雑も予想されご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

また、下記の投票所が変更になります。変更になる投票区の方は、投票所変更のお知らせを同封して郵送いたします。

- ①第2投票区投票所を「八千代台東小学校新体育館(旧八千代台東小学校体育館)」から「まこと幼稚園」へ変更します。

◆入場整理券は封書で郵送

投票所の入場整理券は、12月2日から順次、封書により郵送します。1通の封書に同世帯の有権者全員分が同封されていますので、投票の際はご自分の入場整理券をお持ちください。入場整理券が届かなかつたり、紛失した場合は、投票所の係員に申し出てください。その場で再発行します。

投票の順序と方法

小選挙区選挙の投票



最初に、小選挙区選出議員選挙を行います。投票用紙には、候補者の氏名を書きます。

次に、比例代表選出議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時に交付します。比例代表選挙では政党の名称又は略称を書きます。国民審査の投票はこれまでどおり、やめさせたいと思う裁判官には「×」を書き、やめさせなくてよいと思う裁判官については「なにも書かない」方法で行われます。投票用紙には、投票する際の注意書きがありますので、注意書きに従って投票してください。

比例代表選挙の投票



※入場整理券を他人に渡して投票させたり、氏名を偽って投票すると罰せられます。また、投票所において、正当な理由がなく選挙人の投票を指示したり勧誘したりするなど投票に干渉すると罰せられます。

△選挙公報は、市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、ふるさとステーション(道の駅)、市内各駅などにも置きますので、利用してください。

◆投票所での受付は地区別です

有権者数の多い投票所での受付は、地区別です。投票所の受付場所には地区名(大字・丁目又は番地)の表示がありますので、確認のうえ受付に入場整理券をお出しください。

◆代理投票は申し出てください

身体が不自由などの理由で、投票用紙に候補者の氏名や政党名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。希望する人は投票所の係員に申し出てください。

◆選挙のため使用が制限される公共施設

次の施設は、選挙のため12月13日(土)の午後と14日(日)の全日、使用が制限されます。
△八千代台・勝田台文化センター △八千代台公民館 △睦公民館 △市民体育館 △投票所となる小・中学校の体育館 △投票所となる市内集会所施設

◆選挙公報は新聞折り込みで

小選挙区選出議員選挙の候補者の氏名・政見・経歴などを記載した選挙公報、比例代表選出議員選挙の政党の名称や略称・政見などを掲載した選挙公報、国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・経歴などを記載した審査公報は、新聞折り込みで配布します。

△折り込み新聞 朝日・読売・毎日・東京・産経・日本経済・千葉日報の12月10日(水)の朝刊を予定。

△新聞未購読の世帯には配布しますので、選挙管理委員会にご連絡ください。※既に選挙管理委員会に選挙公報配布希望の登録をされている世帯の方は、連絡は不要です。

◆公営ポスター掲示場の設置

衆議院小選挙区選出議員選挙のためのポスター掲示場を市内各所に、国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名を記載した掲示板を各投票区1か所(全37か所)に設置します。候補者のポスターを破ったり、掲示場を壊したり、いたずらなどをすると罰せられます。また、掲示場の前には自動車を駐車しないでください。

◆開票は市民体育館で

開票は、12月14日(日)午後9時15分から市民体育館で行う予定です。参観は2階でできます。開票速報は、次の方法で行います。

- ①開票所2階の速報掲示板で、午後10時から30分ごとに発表
- ②市ホームページ
(<http://www.city.yachiyo.chiba.jp>)の衆議院議員総選挙速報コーナーで午後10時15分から
- ③電話での問い合わせは、午後10時15分から開票終了後30分まで市役所☎483-1151へ



政治家は有権者に寄附を贈らない。
有権者は政治家に寄附を求めない。
政治家から有権者への寄附は受け取らない。